

資料の提出を要する軽微な変更工事の運用指針

令和 7 年 4 月 1 日

高岡市危険物の規制に関する規則（平成 17 年高岡市規則第 183 号。以下「規則」という。）第 11 条に規定する消防長が定める資料の提出を要する軽微な変更工事について、次のとおり定める。

1 基本的事項

軽微な変更工事とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項の変更許可を要しない変更工事をいい、次のように区分する。

(1) 資料の提出を要しない軽微な変更工事

軽微な変更のうち、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 4 項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係が生じないこと又は保安上の問題を生じさせないことが明らかであるため、資料の提出による確認を必要としないものをいう。

(2) 資料の提出を要する軽微な変更工事

軽微な変更のうち、基準の内容と関係が生じないこと又は保安上の問題を生じさせないことについて、資料の提出による確認が必要なものをいう。

この場合においては、規則第 11 条の規定による危険物施設変更届出書の提出を求めるものとする。

2 軽微な変更工事の判断基準

軽微な変更工事に関する具体的な判断基準は「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成 14 年 3 月 29 日付け消防危第 49 号）のほか、下記 4 軽微な変更工事の具体的な運用のとおりとするが、これに掲げられていない変更工事であっても、変更の程度がこれらの例のいずれかと類似又は同等であると認められるものについては、「軽微な変更工事」となる場合があるため、その都度、事前相談によるものとする。

なお、変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、原則として次の要件を満たす必要がある。

- (1) 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。
- (2) 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- (3) 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

- (4) 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

3 火気使用及び安全対策について

資料の提出を要しない軽微な変更工事で、火気を使用する場合は、規則第16条の規定による火気使用工事届出書を提出しなければならない。

なお、資料の提出を要する軽微な変更工事で火気使用等がある場合は、危険物施設変更届出書に工事計画書等を添付し、安全対策上の措置を明示することにより、火気使用工事届出書の提出は要しないものとする。

4 軽微な変更工事の具体的な運用

(1) 変更工事の区分

- ア 取替 製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
- イ 補修 製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
- ウ 撤去 製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- エ 増設 製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。
- オ 移設 製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
- カ 改造 現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

(2) 危険物製造所等において行われる軽微な変更工事の具体的な事例

○：資料の提出を要しない軽微な変更工事

△：資料の提出を要する軽微な変更工事（危険物施設変更届出書必要）

／：通常想定されない変更工事

	対 象	構造・設備等	補足	名 称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
1	建築物・工作物	建築物		屋根（キャノピー含む）、壁、柱、床、はり等					○	／	
2	建築物・工作物	建築物		防火上重要ではない間仕切壁	△	△	△	○	○	△	・その他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く）
3	建築物・工作物	建築物		内装材				○	○	○	
4	建築物・工作物	建築物		防火設備				○	○		
5	建築物・工作物	建築物		ガラス、窓、窓枠				○	○		
6	建築物・工作物	建築物		階段				○	○		
7	建築物・工作物	工作物		保安距離、保有空地の代替措置の塀、隔壁					○		
8	建築物・工作物	工作物		架構					○		
9	建築物・工作物	工作物		配管・設備等の支柱、架台の耐火措置				△	○		・配管・設備の耐火計算等に変更がないこと ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと
10	建築物・工作物	工作物		歩廊、はしご				○	○		
11	建築物・工作物	工作物		植栽	△	△	△	○	○	○	・保有空地に係る基準に変更がないこと
12	タンク等	基礎等		犬走り、法面、コンクリートリング					△	／	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
13	タンク等	基礎等		地下タンク上部スラブ					△	／	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
14	タンク等	構造等		屋根支柱、ラフター、ガイドポール等					△	／	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと

	対 象	構造・設備等	補足	名 称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
15	タンク等	構造等	耐火	屋外タンクの支柱の耐火措置				○	○	/	
16	タンク等	構造等		階段、はしご、手摺り等				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
17	タンク等	設備等		タンク元弁				○	○		
18	タンク等	設備等		通気管（地上部分に限る）				△	○	/	
19	タンク等	設備等	加熱装置	サクシオンヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものを除く）				△	○		・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
20	タンク等	設備等	加熱装置	サクシオンヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものに限る）				○	○		
21	タンク等	設備等		内面コーティング（屋外タンク貯蔵所を除く）	△	△	△	○	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
22	タンク等	設備等		雨水浸入防止措置	○	○	○	○	○	○	
23	危険物設備等	配管等		配管（地下配管、移送取扱所を除く）				△	△	△	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
24	危険物設備等	配管等		配管（地下配管、移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る）				○	△	△	
25	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所を除く）	△	△	△	○	○	○	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
26	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものに限る）				○	○		
27	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものを除く）				△	○		・熱媒体となる物質に変更がないこと
28	危険物設備等	配管等		配管ビット、注入口ビット、地下配管接続部の点検ます				○	○		

	対 象	構造・設備等	補足	名 称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
29	危険物設備等	機器等		ポンプ設備（移送取扱所を除く）				△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
30	危険物設備等	機器等		熱交換器				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
31	危険物設備等	機器等		熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く）、散水設備等				○	○	/	
32	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移送取扱所を除く）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
33	危険物設備等	機器等		攪拌装置（電動機を除く）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
34	危険物設備等	機器等		炉材				○	○		
35	危険物設備等	機器等		反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）				○	○		
36	危険物設備等	機器等		加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置（電動機を除く）				○	○	△	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと
37	危険物設備等	機器等		波返し、とい、受け皿等飛散防止装置				○	○	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
38	危険物設備等	機器等		ローディングアーム（移送取扱所を除く）				△	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
39	危険物設備等	機器等		ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
40	危険物設備等	機器等		可燃性蒸気回収装置				△	○	△	・可燃性蒸気の回収に関する保安管理に変更がないこと
41	危険物設備等	機器等	保温 保冷	保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く）				○	○	△	・保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化による危険性が増さないこと
42	危険物設備等	機器等		排出設備（ダクト等を含む）				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
43	危険物設備等	機器等		換気設備（ダクト等を含む）				○	○		
44	危険物設備等	機器等	防食	電気防食設備				○	○		

	対 象	構造・設備等	補足	名 称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
45	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備	△	△	△	○	○	○	・ 危険物の取扱いに変更がないこと ・ 新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと
46	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	安全弁、破裂板等安全装置				○	○		
47	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置（駆動源、予備動力源を含む）				△	○		・ 危険物の取扱いに変更がないこと
48	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等を含む）				△	○		・ 緊急停止等の制御条件に変更がないこと
49	危険物設備等	制御装置・安全装置等		地下タンクのマンホールプロテクター	△	△	△	△	○	△	・ 上部スラブの変更を伴わないこと
50	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤（仕切堤を含む）				/	△	/	・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修 ・ 配管等の変更を伴わないこと
51	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁	△	△	△	○	○	△	・ 水抜弁を複数にすること ・ 複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること ・ 防油堤の技術上の基準に抵触しないこと
52	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置	△	△	△	○	○	△	・ 水抜弁の開閉表示を複数にすること ・ 複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること
53	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの）				△	○		・ 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・ 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 22 条第 2 項第 16 号の規定に基づくものではないこと
54	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの）	△	△	△	○	○	△	・ 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・ 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 22 条第 2 項第 16 号の規定に基づくものではないこと
55	防油堤・排水設備等	排水溝等		排水溝、ためます、油分離槽、囲い等				△	○		

	対 象	構造・設備等	補足	名 称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
56	防油堤・排水設備等	排水溝等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上部スラブを除く）					○		
57	電気設備	電気設備		電気設備	△	△	△	○	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
58	電気設備	電気設備		静電気除去装置				○	○		
59	避雷設備	避雷設備		避雷設備				○	○		
60	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ、消火薬剤タンク				△	○		
61	消火設備・警報設備	消火設備		第一種から第三種消火設備（散水・水幕設備を含む）の配管、消火栓本体、泡チャンパー等の放出口（泡ヘッドを除く）等				△	○		
62	消火設備・警報設備	消火設備		第一種から第三種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等				○	○		
63	消火設備・警報設備	消火設備		第四種、第五種消火設備	△	△	△	○	○		・自主設置のもの
64	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤				○			
65	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く）	△	△	△	○	○		・警戒区域に変更がないこと
66	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の受信機				○	○		
67	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の感知器				○	○		
68	その他	標識・掲示板		標識・掲示板	△	△	△	○	○		・自主的に増設するもの

	対 象	構造・設備等	補足	名 称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
1	一般取扱所			ボイラー、炉等のバーナーノズル				○	○		
2	一般取扱所			塗装機噴霧ノズル、ホース等				○	○		
3	一般取扱所			運搬容器の充てん設備（固定注油設備）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
4	一般取扱所			分析計（キュービクル内取付けを含む） [分析計の例：サルファー分析計、ガスクロマトグラフィー等]				○	○	○	
5	一般取扱所	その他設備機器等		作業用広報設備（スピーカー）	○	○	○	○	○	○	
6	屋内貯蔵所			ラック式以外の棚				○	○	○	
7	屋内貯蔵所			ラック式の棚				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
8	屋内貯蔵所			冷房装置等				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
9	屋外タンク貯蔵所			認定品の可とう管継手				○	/	/	
10	屋外タンク貯蔵所			認定品以外の可とう管継手				△	/	/	・管径、経路の変更がないこと
11	屋外タンク貯蔵所			ローディングラダー				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
12	屋外タンク貯蔵所			ポンツーン					△	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
13	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のウェザーシールド				○	○	/	
14	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のシール材				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	屋外タンク貯蔵所			ルーフドレン				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
16	屋外タンク貯蔵所		保温 保冷	保温（冷）材				○	○		
17	屋外タンク貯蔵所			内面コーティング	△	△	△	△	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないこと ・タンク底部から漏えいを誘発するおそれのないこと

	対 象	構造・設備等	補足	名 称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
18	屋内タンク貯蔵所			流出危険物自動検知警報装置				○	○		
19	屋内タンク貯蔵所			出入口の敷居				○	○	/	
20	地下タンク貯蔵所			犬走り				/			
21	簡易タンク貯蔵所			固定金具				○	○	/	
22	移動タンク貯蔵所			底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置					○	/	
23	移動タンク貯蔵所			マンホール、注入口のふた				○	○	/	
24	移動タンク貯蔵所			マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	/	
25	移動タンク貯蔵所			品名数量表示板	○	△	○	○	○	/	・ 自主設置のもの
26	移動タンク貯蔵所			U ボルト				○	○	/	
27	移動タンク貯蔵所			可燃性蒸気回収ホース				○	○	/	
28	移動タンク貯蔵所			ノズル及び結合金具を含む注油ホース（積載式の移動タンク貯蔵所を除く）				○	○	/	
29	移動タンク貯蔵所			箱枠				△	△	/	・ 箱枠の溶接線補修 ・ 重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
30	移動タンク貯蔵所	積載式		積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	/	/	/	/	/	・ ISO コンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・ タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重等に変更がないこと
31	屋外貯蔵所			周囲の柵				○	○	/	
32	屋外貯蔵所			ラック式の棚				△	○		・ 耐震計算等に変更がないこと
33	屋外貯蔵所			固体分離槽				△	○		
34	屋外貯蔵所			シート固着装置				○	○		
35	給油取扱所	工作物		防火塀				/	△		・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修

	対 象	構造・設備等	補足	名 称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
36	給油取扱所	工作物		犬走り、アイランド等				/	△	/	・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
37	給油取扱所	工作物		サインポール・看板等（電気設備）	△	△	△	○	○	○	・ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
38	給油取扱所	工作物		日よけ等（キャノピーを除く）	△	△	△	○	○	○	・ 上屋の面積に変更がないこと
39	給油取扱所	給油機器等		給油量表示装置	△	△	△	○	○	○	・ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
40	給油取扱所	給油機器等		カードリーダー等省力機器	△	△	△	○	○	○	・ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
41	給油取扱所	給油機器等		通気管の可燃性蒸気回収装置				○	○	○	
42	給油取扱所	給油機器等		タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	○	○	△	
43	給油取扱所	給油機器等		認定品の固定給油（注油）設備			△	○	○	△	・ ホース長の変更がないこと
44	給油取扱所	その他設備機器等		混合燃料油調合機、蒸気洗浄機、洗車機、オートリフト等				△	○	△	・ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
45	給油取扱所	その他設備機器等		自動車の点検等に使用する機器等（オートリフト等を除く）	△	△	△	○	○	○	・ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
46	給油取扱所	その他設備機器等		ショップを含むセールスルーム内の電気設備・給排水設備	△	△	△	○	○	○	・ 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
47	給油取扱所	その他設備機器等		セルフ給油取扱所の監視機器、放送機器、分電盤、照明器具				○	○		
48	販売取扱所	工作物		延焼防止用のそで壁、ひさし、垂れ壁				△	○		
49	販売取扱所	その他設備機器等		棚				○	○	○	

	対 象	構造・設備等	補足	名 称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
50	移送取扱所	配管等		配管（地下配管を除く）				△	△		・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
51	移送取扱所	配管等		配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等			△	○	○	△	・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
52	移送取扱所	配管等		切替弁・制御弁等				○	○		
53	移送取扱所	制御装置 安全装置等	安全弁等	緊急遮断弁				△	○		
54	移送取扱所	機器等		ポンプ設備				△	△		・移送基地の構内に設置されるものに限る ・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
55	移送取扱所	機器等		ピグ取扱装置				△	○		
56	移送取扱所	機器等		感震装置				△	○		
57	移送取扱所	機器等		漏えい検知装置				△	○		
58	移送取扱所	その他設備機器等		漏えい検知口				○	○		
59	移送取扱所	その他設備機器等		船舶からの荷卸し、又は船舶への荷揚げに用いるローディングアームのカプラー			△	○	○	△	・ボルトにより取付け可能なもの
60	移送取扱所	その他設備機器等		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		
61	移送取扱所	その他設備機器等		衝突防護設備				○	○		
62	移送取扱所	その他設備機器等		巡回監視車				○	○		